

(応 2 - 4 - 1) 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領 (抜粋)

制 定 平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知
最終改正 令和 7 年 7 月 31 日付け 7 農産第 2125 号農産局長通知

第 4 章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

- (1) 農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。
 - ア 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が発動され、救助を行う場合
 - イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成 16 年法律第 112 号)が発動され、救援を行う場合
- (2) (1) の具体的な内容は、次のとおりとする。
 - ア 農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀とする。
 - イ 知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。
 - ウ イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。
 - エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。
 - (ア) (1) のアの場合は、30 日以内(次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内)であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。
 - a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。
 - b 自衛隊の派遣が行われていること。
 - c 知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。
 - (イ) (1) のイの場合は、3 か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

- (1) 農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書(案)(様式 4-24)により契約を締結する。
- (2) 農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。
- (3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書(案)(様式 4-24)により契約を締結するものとする。

様式 4-24P 民
委 67【売買契
約書(案)】

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合 計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と兵庫県知事齋藤元彦（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

- 2 歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

- 2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。
- 3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

- 2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った

場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業者が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

（転売等の禁止）

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

（契約の解除）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

（違約金）

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

（延滞金）

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- 3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合に

は、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 印

乙 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県知事 齋藤元彦 印

(応 2 - 4 - 2)

災害救助用米穀の引渡方法等に係る具体的な事務手続について

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第 4 章 I 第 11 の規定に基づき、都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続については、下記のとおりとする。

記

1 災害救助用米穀の引渡要請

- (1) 知事又は市町村長は、要領第 4 章 I 第 11 の 1 の(1)の規定に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。
- (2) 具体的には、都道府県又は市町村担当者は、農産局農産政策部貿易業務課担当者（別紙 1）（以下「貿易業務課担当者」という。）に対し、災害救助米穀の引渡要請書（別紙 2）（以下「要請書」という。）に基づく情報（引渡希望数量、引渡希望時期、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せて F A X 又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。
- (3) 上記（1）の場合にあって、市町村長が直接、農産局長に引渡要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。
- (4) 貿易業務課担当者は、都道府県又は市町村担当者から要請書の送付があった場合、該当する地方農政局、北海道農政事務所又は内閣府沖縄総合事務局の担当者（以下「地方農政局等担当者」という。）に対し、要請書の写しを送付する。
- (5) この他、知事又は市町村長は、災害救助用米穀の供給要請を迅速に行う必要がある場合であって、被災地の状況その他の事情により都道府県又は市町村担当者が要請書に基づく情報を貿易業務課担当者に連絡するいとまがないと判断する場合にあっては、（2）又は（3）の規定にかかわらず、要請書に基づく情報を地方農政局等担当者に連絡することができる。この場合において、地方農政局等担当者は、当該要請書に基づく情報について遅滞なく貿易業務課担当者に連絡するものとする。

2 災害救助用米穀の引渡方法等の決定

農産局長は、1 の（1）の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業者（以下「受託事業者」という。）及び知事又は市町村長と連絡調整を行い、災害救助

用米穀の引渡方法等を決定する。

3 災害救助用米穀の売買契約の締結

- (1) 売買契約の締結にあたっては、要領に基づき農産局長と知事との間で締結することとなる。
- (2) 具体的には、貿易業務課担当者は、2の調整終了後速やかに、引き渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した政府所有主要米穀売買契約書（以下「売買契約書」という。）を都道府県担当者に2部送付する。
- (3) 都道府県担当者は、(2)で送付された売買契約書の内容を確認し、知事の記名、押印の上、貿易業務課担当者に2部返送する。
- (4) 貿易業務課担当者は、(3)で返送された売買契約書について、農産局長の記名、押印を行い、1部を都道府県担当者に送付する。
- (5) 貿易業務課担当者は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。
- (6) この他、農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と売買契約を締結するいとまがないと認めるときは、(2)から(4)までの規定にかかわらず、売買契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、貿易業務課担当者は、当該米穀の引渡し後遅滞なく(2)から(4)までの規定に基づく売買契約を締結するものとする。

4 災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、農産局長から指示された内容に従って、知事に対し、2で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

5 災害救助用米穀の販売代金の納付

知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。

なお、納付期限は、要領第4章I第11の1の(2)エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、30日以内又は3か月以内とする。

(別紙 1)

災害救助用米穀の引渡しに係る連絡先

1. 担当部署 (連絡先)

担当部署名 : 農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第1班

連絡先 : 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

(TEL) 03-6744-1353

(FAX) 03-6744-1391

2. 担当者 (緊急連絡先)

役職等	氏名	メールアドレス (職場)	携帯電話番号
課長補佐 (契約第1班担当)	井上 直人	naoto_inoue230@maff.go.jp	03-3502-8181(※) PHS: 88175
指導官	長副 栄一郎	ei_chi_ro_nagasoe920@maff.go.jp	03-3502-8181(※) PHS: 86024
生産専門官	野見山 直美	naomi_nomi_yama640@maff.go.jp	03-3502-8181(※) PHS: 89980 ※自動音声の代表 番号となります。 アナウンスが流れ ましたら PHS 番号 を押してください。

(別紙 2)

番 号
年 月 日

農林水産省農産局長 殿

兵庫県知事齋藤元彦

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第 4 章 I 第 11 の 1 の規定に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量 (kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備 考

(注) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

様式4-24

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ数)	単価	金額	備考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と兵庫県知事齋藤元彦（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

(買受代金の納付)

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

- 2 歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

- 2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。
- 3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

- 2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。
- 3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った

場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業者が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

（転売等の禁止）

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、貸借その他買受目的に反した処分をすることができない。

（契約の解除）

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

- (1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。
- (2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

（違約金）

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかった場合は、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

（延滞金）

第11条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金(以下「元本」という。)について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年14.60パーセント、違約金にあっては、民法（明治29年法律第89号）第404条第4項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

- 2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。
- 3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合に

は、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

- 4 歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第12条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

- (1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合
- (2) 第9条により契約を解除した場合。
- (3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第13条 この本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

- 第14条 甲は、必要があると認める場合は、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。
- 2 乙が前項の定めに従わない場合は、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第15条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

- (1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。
- (2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
- (3) 甲が、第14条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第16条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第17条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

第18条 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)

第19条 契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 食料安定供給特別会計契約担当官
農林水産省農産局長 印

乙 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県知事 齋藤元彦 印

品名	企業・団体名	買い受け要請をする際の連絡先		供給目標数量
		所在地	電話番号	
育児用調製粉乳	雪印ビーンスターク(株)西日本総括支店	大阪府吹田市江坂町1-13-48	06-7670-3036	258kg
	森永乳業(株)神戸支店	神戸市中央区磯上通4-1-6	078-862-8691	
	計			
醤油	ヒガシマル醤油(株)	たつの市龍野町富永100-3	0791-63-4567	89.5kl
	日本丸天醤油(株)	たつの市揖保川町半田672	0791-72-3535	
	盛田(株)	神戸市東灘区青木1-2-25	078-413-3964	
	計			
味噌	(有)六甲味噌製造所	芦屋市楠町11-16	0797-32-6111	2,000kg
	合計			
漬物・調理食品類	東海漬物(株)大阪支店	尼崎市東塚口町2-4-53	06-6429-0085	105,000食
	フジッコ(株)	神戸市東灘区向洋町西6-13-1	078-846-1711	
	計			
即席めん	イトメン(株)	たつの市揖西町小神841	0791-63-1361	522,000食
	日清食品ホールディングス(株)	東京都新宿区新宿6-28-1	03-3205-5045	
	エースコック(株)	大阪府吹田市江坂町1-12-40	06-6338-2454	
	東洋水産(株)関西事業部	神戸市東灘区深江浜町38	078-452-4181	
	計			
レトルト食品	エスビー食品(株)	東京都中央区八丁堀1-3-2	03-6810-9790	295,300食
	大塚食品(株)大阪支店	大阪市中央区大手通3-2-27	06-6942-1420	
	マルハニチロ(株)関西支社	大阪市北区堂島2-4-27	06-6345-6251	
	計			
調理缶詰類	エム・シーシー食品(株)	神戸市東灘区深江浜町32	078-451-1481	14,730缶
	キューピー(株)大阪支店	伊丹市南町4-7-1	06-6422-1502	
	(株)ニッスイ関西支社	大阪市北区天満橋1-8-30	06-6585-0100	
	マルハニチロ(株)関西支社	大阪市北区堂島2-4-27	06-6345-6251	
	計			
ビスケット類	(株)明治大阪工場	大阪府高槻市朝日町1-10	072-685-5011	16,100kg
	江崎グリコ(株)	大阪市西淀川区歌島4-6-5	06-6477-8352	
	前田クラッカー(株)	大阪府堺市堺区京町通1-32	072-241-3067	
	ネスレ日本(株)	神戸市中央区御幸通7-1-15	080-6237-6938	
計				
パン	山崎製パン(株)	神戸市西区高塚台6-19-1	078-996-3111	827,035個
	敷島製パン(株)	神戸市西区高塚台7-2-1	078-992-3300	
	フジパン(株)	名古屋市瑞穂区松園町1-50	052-831-5154	
	(株)YKベーキングカンパニー	大阪市東淀川区豊新2-16-14	06-6321-7201	
	第一屋製パン(株)	大阪府池田市空港1-13-1	06-6841-4156	
	兵庫県パン協同組合	神戸市中央区北長狭通5-4-19	078-382-2511	
	計			
ハム・ソーセージ類	伊藤ハム米久フーズ(株)	西宮市高畑町4-27	0798-64-1381	34,600kg
	プリマハム(株)西日本支店	大阪市西淀川区竹島2-2-39	06-6477-8602	
	日本ハム(株)	大阪市北区梅田2-4-9	06-7525-3025	
	マルハニチロ(株)関西支社	大阪市北区堂島2-4-27	06-6345-6251	
	計			
飲料	アサヒ飲料(株)明石工場	明石市二見町南二見1-33	078-941-2301	38,081,000本
	キンキサイン(株)	姫路市豊沢町156	079-280-3185	
	コカ・コーラボトラーズジャパン(株)	神戸市灘区灘浜町1-2	0120-866-509	
	ダイドードリンコ(株)西日本第一営業部	神戸市中央区磯上通6-1-3	078-242-2850	
	ネスレ日本(株)	神戸市中央区御幸通7-1-15	080-6237-6938	
	計			
粉末コーヒー	ネスレ日本(株)	神戸市中央区御幸通7-1-15	070-2447-1867	12,000箱
	計			
ヘルスケア食品	ネスレ日本(株)	神戸市中央区御幸通7-1-15	070-2447-1867	2,400本
	計			

ブロック名	団体名	車 両 (②は、①で使用した車両の台数を含む)											給 水 機 材 等						
		加 圧 給 水 車				給水タンク車		①車載給水タンク付きトラック			②トラック・ダンプ			クレーン車	広報車等 (小型自動車、軽自動車)	仮設給水栓	簡易浄水装置	パック水製造装置	エンジンポンプ
		4m ³ 以上	3m ³ 以上 4m ³ 未満	2m ³ 以上 3m ³ 未満	1m ³ 以上 2m ³ 未満	2m ³	1m ³	2m ³ 以上 3m ³ 未満	1m ³ 以上 2m ³ 未満	1m ³ 未満	2t以上	1t以上 2t未満	1t未満						
神戸	神戸市水道局		4	1						5	3	4	3	58				5	
阪神	尼崎市公営企業局				2						3			24	172			5	
	西宮市上下水道局		2	1	1					3	2	5		49	40			17	
	芦屋市上下水道部				1														
	伊丹市上下水道局			2				1			1	1		13	2			1	
	宝塚市上下水道局			1	1			1	1		1	1		16	16			2	
	川西市上下水道局			1	1			1			1				4				
	三田市上下水道部		1		1			1			1				10				
	猪名川町まちづくり部上下水道課			1											1				
	阪神水道企業団			1										21					
	小 計		0	3	7	7	0	0	3	2	0	6	7	6	0	123	245	0	0
東播磨	明石市水道部		1	1				1	0	0	1	0	1	26	23			1	
	加古川市上下水道局			1	1						1		1	26		1			
	西脇市建設水道部				1			1			1			4	1			1	
	三木市上下水道部				1			1			1			8	4				
	高砂市上下水道部			1											1				
	小野市水道部				1										1				
	加西市生活環境部							1			1	1		2	1			1	
	加東市上下水道部				1									2	6			2	
	多可町上下水道課									0	1	2							
東播磨	稲美町地域整備部水道課			1				1					2						
	播磨町上下水道グループ								1				2	11					
小 計		0	1	4	5	0	0	1	4	1	3	3	5	0	72	48	1	0	5
西播磨	姫路市上下水道局		3					1		1			2	1	7	108	1		1
	相生市企画総務部																		
	たつの市上下水道部上水道課							3	1	2	1	4		1	4			1	
	赤穂市上下水道部							2		2					2				
	宍粟市建設部上下水道課			1										3				1	
	神河町上下水道課							1			1			2					
	市川町水道局											1		4					
	福崎町上下水道課			1								1							
	太子町上下水道事業所							1		1		1		3					
	上郡町上下水道課							1		1		3							
	佐用町上下水道課							2			1				1			1	
	西播磨水道企業団								3		4	1	3	1	8	3			
	播磨高広域事務組合							1		1		1		1	1			1	
小 計		0	3	2	0	0	0	2	13	2	12	3	16	2	29	119	1	0	5
但馬	豊岡市上下水道部水道課		1					0	0	1	0	5		3	1				
	香美町上下水道課			1								1		1				1	
	新温泉町上下水道課			1								1			1	1			
	養父市まち整備部上下水道課									0	1			1					
	朝来市上下水道部上下水道課		1									1			1				
小 計		0	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	8	0	5	3	1	0	1

ブロック名	団体名	車 両 (②は、①で使用了車両の台数を含む)													給 水 機 材 等				
		加 圧 給 水 車				給水タンク車		①車載給水タンク付きトラック			②トラック・ダンプ			クレーン車	広報車等 (小型自動車、軽自動車)	仮設給水栓	簡易浄水装置	バック水製造装置	エンジンポンプ
		4m ³ 以上	3m ³ 以上 4m ³ 未満	2m ³ 以上 3m ³ 未満	1m ³ 以上 2m ³ 未満	2m ³	1m ³	2m ³ 以上 3m ³ 未満	1m ³ 以上 2m ³ 未満	1m ³ 未満	2t以上	1t以上 2t未満	1t未満						
丹波	丹波市上下水道部水道課		1		1								2			4			
	丹波篠山市上下水道部			1		1										1			
	小 計	0	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0	0	5	0	0	0
淡路	淡路広域水道企業団		1		2				0	0	1	5		8	1				
	小 計	0	1	0	2	0	0	0	0	0	1	5	0	8	1	0	0	0	
(県企業庁)	多田浄水場													3	5			2	
	三田浄水場													3	5			2	
	神出浄水場													3	5		1	2	
	船津浄水場													3	5			2	
	水道課																		
	小 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	20	0	1	8
合計		0	15	17	15	1	0	6	19	3	28	17	46	5	307	441	3	1	49

ブロック名	団体名	給水容器等															缶詰等				
		仮設応急給水槽（布製等）					給水タンク（車載用給水タンク付きトラック積載分を含む。給水車容量は含まない。）					ポリ容器				ポリ袋			保存飲料水（本）	食糧缶詰	
		4m ³	3m ³	2.5m ³	2m ³	1m ³	4m ³ 以上	3m ³ 以上 4m ³ 未満	2m ³ 以上 3m ³ 未満	1m ³ 以上 2m ³ 未満	1m ³ 未満	300%以上	50%以上 300%未満	18%以上 50%未満	18%未満	20%以上	5%以上 20%未満	5%未満			
神戸	神戸市水道局	18				7			4	22						12,909		8,680			
阪神	尼崎市公営企業局									24								10,000			
	西宮市上下水道局					2			1	5	7							6,300			
	芦屋市上下水道部					4							230					960			
	伊丹市上下水道局									11			10	470				8,000			
	宝塚市上下水道局								1	1		6		0	0	0	1,000		8,000		
	川西市上下水道局					4			2					950				1,200		10,000	
	三田市上下水道部					17			2					0	60			3,300		5,300	
	猪名川町まちづくり部上下水道課								2			6			500			9,000			
	阪神水道企業団																	1,013		11,572	2,256
	小計		0	0	0	0	27	0	0	8	41	7	12	10	1,650	560	0	40,773	0	34,872	2,256
東播磨	明石市水道部					44			1	4				15	4,270	150		4,600			
	加古川市上下水道局					0									840			1,200		20,317	
	西脇市建設水道部								2	1	5		5	100				4,000			
	三木市上下水道部									5			70	100				1,800			
	高砂市上下水道部							1						270				7,200			
	小野市水道部									6		5		200				4,000			
	加西市生活環境部								0	1				50				1,500			
	加東市上下水道部									1				50				2,000			
	多可町上下水道課									1	4			30				300	0		
	稲美町地域整備部水道課									1				59				2,700			
	播磨町上下水道グループ					1				8	1			12	100			12,647			
小計		0	0	0	44	1	0	0	2	29	6	10	0	491	5,680	150	41,947	0	20,317	0	
西播磨	姫路市上下水道局	2				40			3	23	1							40,727			
	相生市企画総務部																				
	たつの市上下水道部水道課									5				380				1,516			
	赤穂市上下水道部					11				3				80				5,000			
	宍粟市建設部上下水道課								1	2		5	2	150				244			
	神河町上下水道課								2	1				80				100			
	市川町水道局									1				20							
	福崎町上下水道課									1				50				500			
	太子町上下水道事業所				4	1				2	1				20			200			
	上郡町上下水道課									2				30				1,500			
	佐用町上下水道課									2								3,200			
	西播磨水道企業団					2				3					30			1,000			
	播磨高原広域事務組合									2					25			800			
小計		2	0	0	4	54	0	0	6	47	2	5	2	260	605	0	54,787	0	0	0	

ブロック名	団体名	給水容器等																	缶詰等	
		仮設応急給水槽（布製等）					給水タンク（車載用給水タンク付きトラック積載分を含む。給水車容量は含まない。）					ポリ容器				ポリ袋			保存飲料水（本）	食糧缶詰
		4m ³	3m ³	2.5m ³	2m ³	1m ³	4m ³ 以上	3m ³ 以上 4m ³ 未満	2m ³ 以上 3m ³ 未満	1m ³ 以上 2m ³ 未満	1m ³ 未満	300%以上	50%以上 300%未満	18%以上 50%未満	18%未満	20%以上	5%以上 20%未満	5%未満		
但馬	豊岡市上下水道部水道課								4	1				16			800		0	
	香美町上下水道課								6	5				100			700			
	新温泉町上下水道課								2	3				100			800			
	養父市まち整備部上下水道課								2	2				130	60		1,400			
	朝来市上下水道部部上下水道課									1	0					30	800			
	小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	11	0	0	346	90	0	4,500	0	0
丹波	丹波市上下水道部水道課				2					1	10						800			
	丹波篠山市上下水道部																1,500			
	小計	0	0	0	2	0	0	0	0	1	10	0	0	171	0	0	2,300	0	0	0
淡路	淡路広域水道企業団								1	0	0	15		44	0		7,800			
	小計	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	0	44	0	0	7,800	0	0	0
(県企業庁)	多田浄水場	3							3					81			950		3,216	
	三田浄水場	3							3					78			50		6,192	
	神出浄水場	3							3					108	48		40		13,584	
	船津浄水場	3							3					95			1,450		8,376	
	市川工業用水道管理所																		7,200	
	水道課																		6,216	
	小計	12	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	362	48	0	2,490	0	44,784	0
合計	32	0	0	50	89	0	0	33	155	36	42	12	3,324	19,892	150	163,277	0	99,973	2,256	

(応2-4-5) 物資の調達・あっせん先一覧表

(1) 被災者等生活必需物資

① 災害救助機関用物資

令和8年2月1日現在

	物資名	調達・あっせん先	所在地	電話番号	処置状況
助 用 物 資	発電機	三菱電機(株) ・三菱電機(株) 神戸製作所	東京都千代田区丸の内2-7-3 神戸市兵庫区和田崎町1-1-2	03-3218-2111 078-682-6003	
	投光機	パナソニック(株)	大阪府門真市大字門真1006	06-6908-1121	
	救助用毛布	日本毛布工業組合	泉大津市旭町22-65	0725-33-4185	
	軍手	加西商工会議所 日本作業手袋工業組合連合会	加西市北条町北条28-1 岡崎市美合町五本松68-1	0790-42-0416 0564-54-5532	
	ゴム長靴	兵庫県ゴム工業協同組合 日本ゴム工業会	神戸市中央区栄町通4-1-10 東京都港区元赤坂1-5-26	078-382-3520 03-3408-7101	
	ガソリン	兵庫県石油協同組合 全国石油業協同組合連合会	神戸市中央区海岸通2-2-3 東京都千代田区永田町2-17-14	078-321-5611 03-3593-5811	
	レンタカー	兵庫県レンタカー事業協同組合 (社)全国レンタカー協会	神戸市中央区国香通1-2-3 東京都港区芝大門1-1-30	078-241-5151 03-5472-7328	
	作業服・雨具 等	(社)日本衣料縫製品協会	東京都中央区日本橋堀留町1-9-6	03-5641-0248	
	防水・防災 シート	日本フラットヤーン工業組合 日本ポリフレ製品工業連合会	東京都中央区日本橋小舟町 15-17	03-3661-3834	
	テント	TSP太陽(株)	大阪市淀川区木川東4-8-33	06-6306-3150	
死 体 安 置	白菊	兵庫県生花商業協同組合 日本生花商協会	神戸市東灘区深江浜町1-1 大阪市平野区加美北8-11-6	078-452-6266 06-6794-7774	
	線香	兵庫県線香協同組合	淡路市郡家621	0799-85-1212	

② 緊急必需物資

	物資名	調達・あっせん先	所在地	電話番号	処置状況
衣 類 ・ 寝 具	敷・掛け布団	全国綿寝具工業組合	名古屋市中区正木1-13-14	05-2322-1785	
	毛布	日本毛布工業組合 ※	泉大津市旭町22-45	0725-33-4185	
	下着上下	(社)日本ボディファッション協会 ◎	東京都中央区日本橋富沢町7-13	03-5530-5621	
	シャツ	兵庫県縫製品工業組合 日本輸出縫製品工業組合 (社)日本衣料縫製品協会	神戸市中央区元町通5-8-21 大阪市福島区福島5-1-12 東京都中央区日本橋堀留町1-9-6	078-341-6284	
	上衣・防寒具等			06-6453-9221 03-5641-0248	
	靴下	兵庫県靴下工業組合 日本靴下工業組合連合会	高砂市神爪1-13-20 東京都中央区東日本橋2-27-4	0794-32-3665 03-5822-6880	

※－調達提携契約済 ◎－緊急依頼時に協力承諾済

	物資名	調達・あつせん先	所在地	電話番号	処置状況
日用品	乳児服	(社)日本衣料縫製品協会	東京都中央区日本橋堀留町1-9-6	03-5641-0248	
	ポリタンク	(社)西日本プラスチック製品工業協会 ※	大阪市西区新町1-3-12	06-6538-6100	
	バケツ				
	洗面器				
	歯ブラシ	兵庫県医薬品卸業協会 日本歯磨工業会	神戸市中央区磯辺通3-1-7 東京都中央区日本橋小伝馬町2-4	078-230-5302 03-3249-2511	
	歯磨き粉				
	石鹸	日本石鹸洗剤工業会	東京都中央区日本橋 3-13-11	03-3271-4301	
	タオル	日本タオル工業組合連合会	東京都中央区日本橋人形町 3-4-5	03-3663-1087	
	バスタオル				
	ウェットティッシュ	兵庫県医薬品卸業協会 全国家庭用薄葉紙工業組合連合会	神戸市中央区磯辺通3-1-7 東京都中央区銀座3-9-11	078-230-5302 03-3249-4861	
トイレットペーパー	(社)静岡県紙業協会	静岡県富士市大淵2590-1	0545-35-5061		
雑貨	生理用品等	関西家庭紙同業会 ※	大阪府大阪市中央区博労町4-2-15	06-4963-3931	
	大人用おむつ				
	ポリ袋				
懐中電灯	兵庫県電機商業組合 (社)電池工業会 ◎ (財)家電製品協会	神戸市灘区徳井町1-2-34	078-821-4951		
		東京都港区芝公園3-5-8	03-3434-0261		
携帯ラジオ	兵庫県電機商業組合 (財)家電製品協会	神戸市灘区徳井町1-2-34 東京都千代田区霞が関3-7-1	078-821-4951 03-6741-5600		
携帯カイロ	兵庫県医薬品卸業協会 日本医薬品卸業連合会	神戸市中央区磯辺通3-1-7 東京都中央区八重洲1-7-20	078-230-5302 03-3275-0983		
ガムテープ	積水化学工業株式会社 (社)全日本文具協会	大阪市北区西天満2-4-4 東京都台東区浅草橋1-3-14	06-6365-4122 03-5687-0961		
洗濯用洗剤	日本石鹸洗剤工業会	東京都中央区日本橋3-13-11	03-3271-4301		
洗濯用ロープ	兵庫県医薬品卸業協会 日本医薬品卸業連合会	神戸市中央区磯辺通3-1-7 東京都中央区八重洲1-7-20	078-230-5302		
洗濯ばさみ			03-3275-1573		
食器類	紙皿 紙コップ	兵庫県紙器ダンボール箱工業 組合 全日本紙器ダンボール箱工業組 合連合会	神戸市中央区多聞通3-2-9 東京都中央区八丁堀2-2-4	078-341-2995 03-3552-6531	
	割り箸	協同組合日本マッチラテラル 全国割箸協議会	神戸市中央区北長狭通5-5-12 東京都台東区清川1-33-2	078-341-4841 03-3876-1291	
炊事用品	卓上コンロ	(社)日本ガス石油機器工業会	東京都千代田区神田多町2-11	03-3252-6101	
	カセットボンベ				
	鍋・しぼりやかん	三木商工会議所	三木市本町2-1-18	0794-82-3190	
	包丁				
	缶切り				
食器用洗剤	日本石鹸洗剤工業会	東京都中央区日本橋3-13-11	03-3271-4301		

※－調達提携契約済 ◎－緊急依頼時に協力承諾済

	物資名	調達・あっせん先	所在地	電話番号	処置状況
光熱 関係	灯油	兵庫県石油協同組合 全国石油業協同組合連合会	神戸市中央区海岸通2-2-3 東京都千代田区永田町 2-17-14	078-321-5611 03-3593-5811	
	LPガス	(一社)兵庫県LPガス協会	神戸市中央区下山手通6-3-28 兵庫県中央労働センター5F	078-361-8064	
	乾電池	(社)電池工業会	東京都港区芝公園3-5-8	03-3434-0261	
	マッチ・ライター	(協)日本マッチラテラル	神戸市中央区北長狭通 5-5-12	078-341-4841	
住設 備等	石油ストーブ	兵庫県電機商業組合 (社)日本ガス石油機器工業会	神戸市灘区徳井町1-2-34 東京都千代田区神田多町2-11	078-821-4951 03-3252-6101	
	扇風機	兵庫県電機商業組合 (財)家電製品協会	神戸市灘区徳井町1-2-34 東京都千代田区霞が関3-7-1	078-821-4951 03-6741-5600	
	マット	全日本ベッド工業会	東京都台東区上野3-20-8	03-3832-7833	
	床敷きシート (断熱用)	日本フラットヤーン工業組合	東京都中央区日本橋小舟町15 -17	03-3661-3834	
	延長コード	兵庫県電機商業組合 (財)家電製品協会	神戸市灘区徳井町1-2-34 東京都千代田区霞が関3-7-1	078-821-4951 03-6741-5600	
	畳	兵庫県畳商工業組合連合会 全日本畳事業協同組合	神戸市中央区相生町1-1-17 東京都台東区3-4-6	078-361-2356 03-3836-3989	
	洗濯機	兵庫県電機商業組合 (財)家電製品協会	神戸市灘区徳井町1-2-34 東京都千代田区霞が関3-7-1	078-821-4951 03-6741-5600	

(2) 応急復旧用物資

	物資名	調達・あっせん先	所在地	電話番号	処置状況
復旧 用 物 資	土嚢用麻袋	小泉製麻(株) 全国麻織物工業組合	神戸市灘区新在家南町1-2-1 東京都中央区人形町1-1-10	078-841-4141 03-3666-8243	
	くぎ・針金類	兵庫県鉄鋼建設業協同組合 全国建築工事金物協同組合連 合会	神戸市中央区磯上通8-1-30 東京都江東区新大橋3-14-7	078-237-1370 03-3635-3016	
	のこぎり・金槌 ・ペンチ	三木商工会議所 全国作業工具工業組合	三木市本町2-1-18	0794-82-3190	
	スコップ		大阪市中央区南舟場1-17-1 3	06-6268-5110	
	鋼材	(社)鉄鋼連盟	東京都中央区日本橋茅場町 3-2-10	03-3669-4811	
	セメント	(社)日本セメント協会	東京都中央区日本橋本町1-9-4	03-5200-5051	
	生コンクリート	大阪兵庫生コンクリート工業組 合 全国生コンクリート工業組合連 合会	大阪市住之江区南港北1-6-59 テクノ・ラボ大阪2階 東京都中央区八丁堀2-26-9	06-6655-1390 03-3553-7231	
	コンクリートブ ロック	(社)土木コンクリートブロック協会	東京都文京区本郷3-17-13	03-5689-0491	
	アスファルト合材	兵庫県アスファルト合材協会 (社)日本アスファルト合材協会	神戸市中央区多聞通4-4-13 東京都中央区八丁堀2-5-1	078-351-0146 03-3553-3746	
	骨材 (碎石)	兵庫県碎石事業協同組合 (社)日本碎石協会	神戸市中央区北長狭通4-9-26(西 北神ビル4階) 東京都品川区五反田8-1-2(第2平 森ビル2階)	078-334-0280 03-5435-8830	

	物資名	調達・あっせん先	所在地	電話番号	処置状況
復 旧 用 物 資	骨材 (砂利)	兵庫県砕石事業協同組合 (社)日本砂利協会	神戸市中央区北長狭通4-9-26(西 北神ビル4階) 東京都千代田区神田駿河台3- 1-日光ビル5階	078-334-0280 03-5283-3451	
	木 材	兵庫県木材業協同組合連合会 (社)全国木材組合連合会	神戸市中央区北長狭通5-5-18 東京都千代田区永田町2-4-3	078-371-0607 03-3580-3215	
	ガ ラ ス	兵庫県板硝子商工業協同組 合 全国板硝子卸商業組合連合会	神戸市兵庫区切戸町2-8 東京都港区芝浦3-6-7	078-681-2166 03-3451-2140	

※－調達提携契約済 ◎－緊急依頼時に協力承諾済

(応2-4-6) 災害時における県内の木材供給可能量・協力先一覧・ストックポイントとして利用できる木材市場等の所在地

(1) 災害時における県内の木材供給可能量(令和6年実績)

単位:工場、m³

県民局	素材生産量(針葉樹)		製材品出荷量		
	年間	平均在荷量	製材工場数	年間	平均在荷量
神戸	431	22	1	830	83
阪神南	0	0	1	440	44
阪神北	2,069	103	2	1,670	167
東播磨	0	0	4	7,280	728
北播磨	33,172	1,659	12	14,710	1,471
中播磨	45,922	2,296	10	8,390	839
西播磨	116,566	5,828	14	16,450	1,645
但馬	64,359	3,218	10	6,840	684
丹波	35,290	1,765	13	3,940	394
淡路	190	10	1	450	45
合計	298,000	14,900	67	61,000	6,100

(2) 木材供給の協力先一覧

○ (社)全国木材組合連合会[製材品の相談窓口]

東京都千代田区永田町2-4-3 TEL 03-3580-3215 FAX 03-3580-3226

○ 日本合板工業組合連合会[合板の相談窓口]

東京都千代田区三崎町二丁目21-2 TEL 03-5226-6677 FAX 03-5226-6678

○ (一財)日本木材総合情報センター[全国の木材流通情報]

東京都文京区後楽1-7-12 TEL 03-3816-5595 FAX 03-3816-5062

(3) スtockポイントとして活用できる木材市場等の所在地

- ① 神戸木材市売協同組合 神戸市長田区苅藻島町3-5-24 078-681-3411
- ② 姫路木材市場協同組合 姫路市飾磨区恵美酒270 079-235-1111
- ③ 中はりま森林組合 神崎郡神河町寺前251 0790-34-0012
- ④ (株)山崎木材市場 宍粟市山崎町須賀沢998 0790-62-1008
- ⑤ (協)兵庫木材センター 宍粟市一宮町安積字丸山217-20 0790-72-8811
- ⑥ (株)キョウワ 和田山木材市場 朝来市和田山町法道寺400 079-673-2321
- ⑦ (株)八鹿木材市場 養父市八鹿町朝倉5 079-662-3112
- ⑧ (協)丹波林産振興センター 丹波市柏原町下小倉 0795-73-1215